

## 津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

西都市（以下「甲」という。）と新富町（以下「乙」という。）と西日本高速道路株式会社九州支社都城管理事務所（以下「丙」という。）は、甲及び乙が地域防災計画の対象とする津波から地域住民等の生命を守るため、丙の管理する東九州自動車道（以下「高速道路」という。）の区域の一部を甲及び乙が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、西都市及び新富町内に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はそのおそれがある場合に、丙の管理する高速道路区域の一部を地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所として甲及び乙が使用することについて必要な事項を定める。

### （使用目的）

第2条 甲及び乙は、西都市及び新富町内に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はそのおそれがある場合で、地域住民等が所定の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所として次条に定める区域を使用する事ができるものとする。

### （使用区域）

第3条 甲及び乙が使用できる高速道路の区域（以下「使用区域」という。）は、次のとおりとする。

使用区域	所在地
丙が管理する高速道路区域のうち 別図に示す範囲	西都市黒生野

### （地域防災計画への反映）

第4条 甲及び乙は本協定及び別途締結する覚書で定めた津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する事項について関係機関と調整の上、甲及び乙の地域防災計画に速やかに反映させるものとする。

### （目的外の使用の禁止）

第5条 甲及び乙は、使用区域を第2条の目的及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）以外には使用しないものとする。

### （使用期間）

第6条 甲及び乙が使用区域を使用できる期間は、西都市内及び新富町内に津波が襲来し、又は宮崎県沿岸地域に津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じたときから津波による避難の必要がなくなったとき（宮崎県に発令された津波警報が解除されたときまでを限度とする。）、及び河川氾濫のおそれが生じ甲乙から避難準備・勧告・指示等が発令されたときから解除されたときまでとする。

### （使用料）

第7条 甲及び乙が第2条の規定及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）により使用区域を使用する際の使用料は、無償とする。

### （原状復旧）

第8条 第2条の規定及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）による使用区域の一時使用に起因して高速道路区域内の道路施設が損傷したときは、甲と乙の協議の上、甲又は乙の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法については甲又は乙が丙と協議するものとする。

(安全対策)

第9条 甲及び乙は使用区域の使用に当たっては、避難方法及び避難者の安全確保について一切の責任を負うものとし、具体的安全対策について、丙と協議し、定めるものとする。

(平常時の運用)

第10条 甲及び乙は第5条を遵守するための必要な措置について、丙と協議し、定めるものとする。

(事前対策)

第11条 使用区域の使用に当たり、甲又は乙が丙の管理する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は高速道路区域内に新たな施設を設けようとするときは、甲及び乙はあらかじめ丙と協議の上、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

2 甲及び乙は第2条の目的を達するために必要な限度で丙の施設を管理することができるものとし、その詳細は別途、甲乙丙協議するものとする。

(損害賠償)

第12条 甲又は乙は、一時使用又は事前対策により丙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、甲と乙の協議の上、速やかに丙に届け出て、甲又は乙の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

2 第2条の規定及びそれに付随する行為(甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む)による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、丙は一切の責任を負わない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙丙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲乙又は丙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申入れをしなければならない。

3 甲乙又は丙は、この協定の有効期間満了前に使用区域内のバス停施設の運用開始等に伴い、利用形態に変更が生じ、この協定を解除・変更しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除・変更の申し入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年4月26日

甲 西都市聖陵町2丁目1番地  
西都市長  
橋田和実

乙 新富町大字上富田7491  
新富町長  
土屋良文

丙 都城市高木町5166-11  
西日本高速道路株式会社九州支社  
都城管理事務所長  
山本純司

